



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

東京都中央区日本橋小網町 6 番 7 号  
ジェコス株式会社  
取締役社長 寺尾 主  
(コード番号 9991)  
(東京証券取引所市場第一部)  
(問い合わせ先)  
総務部長 今井 大介  
TEL: 03 - 3660 - 0776

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 公告閲覧の利便性の向上を目的として、当社の公告の方法を電子公告とし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞への掲載によって行なえるよう、現行定款第 4 条(公告の方法)につき所要の変更を行なうものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法)」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行なうものであります。

整備法の規定に基づき、定款第 4 条(機関) 第 8 条(株券の発行)を新設するとともに、名義書換代理人から株主名簿管理人へ名称変更および委託事務内容の変更に伴い、現行定款第 8 条(名義書換代理人)につき所要の変更を行なうものであります。

単元未満株式について、その権利内容を明確にするため、定款第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の招集地の規制が廃止され、会社の判断で招集地を決定できることに伴い、これを明確にするため、定款第 14 条(招集地)を新設するものであります。

インターネットを活用して、より迅速かつ効率的に株主総会関係情報を発信するため、定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、現行定款第 14 条(議決権の代理行使)につき所要の変更を行なうものであります。

取締役会の書面決議が可能となったことに伴い、取締役会を機動的に運営するため、定款第 25 条第 2 項を新設するものであります。

有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、定款第 33 条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

(3) 監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役の選任に関する規定として、定款第 28 条第 2 項、第 29 条(補欠監査役の選任に係る決議の効力)を新設するものであります。

(4) その他、条文の新設および削除、用語および引用条文の変更を行なうとともに、併せて一部条文の整備、表現の変更、字句の修正を行なうものであります。

(5) 上記変更、新設に伴い、条数を繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条 └ 条文記載省略 第3条</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 97,500,000 株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、100 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条 └ 現行どおり 第3条</p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、次の機関を置く。</u> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の <u>発行可能株式総数</u>は 97,500,000 株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の <u>単元株式数</u>は、100 株とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="261 237 804 405">当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p data-bbox="443 510 560 539">新 設</p> <p data-bbox="204 1008 424 1037">(名義書換代理人)</p> <p data-bbox="204 1055 804 1126">第 8 条 当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p data-bbox="261 1144 804 1261">名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p data-bbox="261 1279 804 1671">当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p data-bbox="220 1733 411 1762">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="204 1780 804 2072">第 9 条 <u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p data-bbox="888 237 1431 405">当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p data-bbox="831 468 1222 497">(単元未満株式についての権利)</p> <p data-bbox="831 515 1431 683">第 10 条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol data-bbox="888 701 1431 952" style="list-style-type: none"> <li>1 <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></li> <li>2 <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p data-bbox="831 1008 1051 1037">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="831 1055 1390 1084">第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p data-bbox="888 1102 1431 1218">株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p data-bbox="888 1236 1431 1487">当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p data-bbox="831 1733 1023 1762">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="831 1780 1431 1897">第 12 条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p><u>第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主および実質株主をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項その他定款に定めのある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主および実質株主をもってその権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 条文記載省略</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>第 12 条 条文記載省略</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主および実</p>	<p style="text-align: center;">削 除</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 現行どおり</p> <p>(招集地)</p> <p><u>第 14 条 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地においてこれを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>第 16 条 現行どおり</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した</p>

現行定款	変更案
<p><u>質株主の議決権の過半数をもって決定する。</u>  <u>商法第 343 条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決定する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)  <u>第 14 条 株主および実質株主が代理人に委任して議決権を行使しようとするときには、その代理人は、当会社の議決権を有する株主および実質株主でなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 15 条 条文記載省略</p> <p>(選 任)  <u>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</u>  <u>取締役の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決定する。</u>  <u>取締役の選任は累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期)  <u>第 17 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役の選任)  <u>第 18 条 当会社は取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u>  <u>代表取締役は前項取締役中から選任する。</u></p> <p>第 19 条 条文記載省略</p>	<p><u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)  <u>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 現行どおり</p> <p>(選 任)  <u>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</u>  <u>取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>取締役の選任は累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期)  <u>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役の選任)  <u>第 23 条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u>  <u>取締役会は、前項取締役中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>第 24 条 現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決定する。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 21 条 条文記載省略</p> <p>(選 任)</p> <p>第 22 条 監査役は、株主総会において選任する監査役の選任については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決定する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 23 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 24 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 25 条 条文記載省略</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 26 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>— <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 現行どおり</p> <p>(選 任)</p> <p>第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>— <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第 29 条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 31 条 現行どおり</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあ</p>

現行定款	変更案
<p>ある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第 27 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(利益配当金) 第 28 条 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主および実質株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金) 第 29 条 当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主および実質株主または登録質権者に対し、中間配当金として商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 30 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときには、当社は、その支払義務を免れるものとする。(未払配当金に対しては、利息をつけない。)</p>	<p>る場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第 33 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(<u>剰余金の配当</u>) 第 35 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に行う。</p> <p>(中間配当) 第 36 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときには、当社は、その支払義務を免れるものとする。(未払配当金に対しては、利息をつけない。)</p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日 (木)